

## 三木警察署だより ☎82-0110

### 還付金詐欺に注意してください!!

#### ●ATMで還付金を受け取ることはできません

市役所が休みの日※でも、市職員をかたる還付金詐欺のアポ電(特殊詐欺の予兆電話)が発生しています。医療費や保険料などの「払い戻し金がある」とATMへ誘導する電話にだまされないようにしましょう。  
※市役所の閉庁日：土・日・祝日、年末年始(12月28日～1月3日)

「ATMで還付金を返す」  
「暗証番号を教える」  
「現金、カードを預かる」



#### ●警察からのお願い

- ・携帯電話で話をしながらATMを操作しないようにしましょう。
- ・電話をしながらATMを操作する人を見かけたら「ATMで還付金は受け取れない」ことの声掛けと通報に協力してください。
- ・犯人は自分の声を録音されることを嫌います。在宅中も自宅の電話を留守番電話に設定して用件を確認してから対応しましょう。



少しでも不安を感じたら警察に相談してください

▶7ページに「防犯機能付き電話機等の購入補助」のお知らせがあります

## 消費生活相談

☎(市)生活環境課

### ■高齢者とまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル10選

- ①屋根や外壁、水回りなどの「高額・過剰修理」
- ②保険金で住宅修理できると勧誘し、代行料を請求する「保険金の申請サポート・不正請求」
- ③インターネットや電話、電力、ガスの「設備切替に便乗した悪質業者の勧誘」
- ④「スマートフォンの高額請求トラブル」
- ⑤健康食品や化粧品などの「契約トラブル」
- ⑥パソコンに警告表示「サポート詐欺」
- ⑦「架空請求」、「偽メール・偽SMS」
- ⑧在宅時の突然の「訪問勧誘、電話勧誘」
- ⑨「不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘」
- ⑩偽サイトなどに注意「インターネット通販」

#### 【アドバイス】

消費者トラブルはひとつとではありません

- ・自分は大丈夫と思いこまず、日頃からいろいろな消費者トラブルについて知っておきましょう。
- ・家族や地域包括支援センターなどの職員からでも相談することができます。被害の拡大を防ぐために、できるだけ早く相談してください。
- ・まわりの方が日頃から高齢者の生活や言動、態度などの様子を見守り、変化にいち早く気付くことがとても重要です。



契約や商品に関するトラブルや多重債務に関する場合は **消費生活相談へ**

**日時** 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時  
**場所** 市役所 2階消費生活センター(電話でも相談できます)



### 熱中症に注意しましょう

昨年、市内での熱中症による救急搬送者は、61名でした。梅雨時の蒸し暑い日も熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

#### ▶早目の対策を

- ・こまめに水分補給
  - ・異変を感じたら身体を冷やし医療機関へ
  - ・クーラーや扇風機などを上手に使用 など
- 自力で水が飲めない、意識がもうろうとする場合は、すぐに救急車を呼びましょう。



☎(市)消防署 救急救助課 ☎89-0173

### はかりの定期検査

計量法の規定に基づき、吉川町区域ではかりを取引や証明に使用している店舗、事業所などへ訪問し、検査を実施します。

- ▶検査実施機関 (一社)兵庫県計量協会
- ▶検査期間 6月14日(水)～16日(金)

☎(市)商工振興課 商業労政係

### 新婚さんの新生活を応援します!

市では、市内で新生活をスタートする新婚夫婦に、住居費や引越し費用など、最大100万円を支援しています。

☎市内在住で、次のすべてに該当する夫婦

- ・令和5年3月1日以降に婚姻
- ・39歳以下
- ・世帯所得が500万円未満(市空き家バンクに掲載の住宅を購入した場合は所得要件なし)
- ・2年以上三木市に居住予定



期 令和6年3月29日(金)まで

☎市ホームページ、市役所4階縁結び課にある申請用紙に必要事項を明記し、添付書類を添えて申請してください。

詳しくはホームページをご覧ください。

☎・申請(市)縁結び課 縁結び係



▲ホームページ

### 6月4日～10日は「危険物安全週間」

「意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ」  
(令和5年度危険物安全週間推進標語)

「危険物安全週間」は、危険物の保安に対する意識の高揚および啓発を推進し、事業所などにおける自主保安体制の確立を図るために制定されました。

ガソリンや灯油などの危険物による事故を防ぐため、保管方法や取り扱いに注意しましょう。

なお、ガソリンスタンドやホームセンターなどで危険物を購入する際は本人確認が求められます。

☎(市)消防本部 予防課 ☎89-0171

### 6月23日～29日は「男女共同参画週間」

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成をめざして、毎年6月23日～29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

この週間に合わせて、市役所プロムナードにて啓発展示を行います。また、男女共同参画に関する図書や情報資料の提供は年間を通じて行っています。ぜひ利用してください。

☎(市)男女共同参画センター ☎89-2331

### 「三木市しゅわちゃんねる」を配信中

「三木市しゅわちゃんねる」では、聴覚に障がいのある方や耳が聞こえにくい方への支援として、市政情報や暮らしの情報などが分かりやすく伝わるように字幕のついた手話動画を、動画投稿サイト「YouTube」で配信しています。

#### ▶現在の配信内容

- ・教えてごみの分別Q&A
- ・手話でわかる健康的な食事
- ・お出かけスポット など



☎(市)障害福祉課 障害者支援係

ホームページ▶

